

理想的な犯罪

——犯罪に対する不安感と犯罪統制——

山 梨 光 貴

- I 二極化における被害者と犯罪者の類型
- II 「理想的な被害者」——コンセプトと経験的検証——
- III 「理想的な犯罪」——コンセプトの導出——
- IV 犯罪のステレオタイプ——実践原理としての不安感——

現在、わが国では、処罰の動向が二極化している。すなわち、犯罪の事後的な対応において、一方で性犯罪、交通事故、少年犯罪といった領域において厳罰化ないし刑の適正化（以下、重罰化とする。）が、他方で薬物依存者、高齢者・障がい者、窃盗症・摂食障害といった領域においてダイヴァージョン的対応が、それぞれ一定のコンセンサスを得ながら展開している。一見するとその理念が相反するように思われるこれらふたつの動向が同時に生じているのは何故であろうか。刑事政策の実践を市民の理解と協力のもとに展開していくためにも、この二極化という現象を支えている犯罪統制の実践原理を理論的・体系的に説明するという作業が不可欠であるように思われる。⁽¹⁾

二極化を支える実践原理の体系的説明という壮大なテーマを扱うにあたっては、まず、二極化という現象が何故いま、わが国で生じているのかという、二極化のメカニズムを明らかにすることが肝要であろう。というのも、重罰化とダイヴァージョンの対応のいずれも、何故いまこれだけ積極的に展開されているのかは、必ずしも明らかではないからである。重罰化の動向についていえば、性犯罪規定の問題点がジェンダー法学により指摘されるようになったのも、交通事故と少年犯罪が社会問題化されるようになったのも、世紀を越えるよりずっと以前である。ダイヴァージョンの対応についていえば、一九七四年の改正刑法草案が再犯者対策として治療処分と禁絶処分からなる保安処分を導入しようとしたことは周知のとおりであるし、一九八九年の法務総合研究所の報告では、犯罪を繰り返す人々の特徴として、住居不定、高年齢、精神薄弱、無職などが既に指摘(2)されている。しかし、改正刑法草案が現実のものとなることも、法務総合研究所の指摘が入口支援のような革新的な実践を生み出すこともなかった。要するに、重罰化とダイヴァージョンの対応のいずれにおいても、その根柢は数十年來にわたり指摘され続けてきたものであつて、それが何故いま具体的な実践に結びつくようになっていくのかは定かではないのである。二極化という現象を解き明かす鍵は、いま、わが国において重罰化とダイヴァージョンの対応を押し進めているそれぞれの「力学」を特定することにあるように思われる。

とはいえ、それらふたつの動向のそれぞれの「力学」を直接に特定することはそう容易いことではない。しかし、ふたつの動向に確認できる差異に着目することで、犯罪への事後的な対応において、ある犯罪を重罰化の動向へと導き、他の犯罪をダイヴァージョンの対応へと導いている「分水嶺」を仮定することは可能であろう。そこでまず、処罰の動向を二分している「分水嶺」が何であるのかを検討するために、ふたつの動向の差異を確認しておくこととする。

I 二極化における被害者と犯罪者の類型

処罰にみられるふたつの動向における最大の差異は、被害者の有無とその社会的属性であるといつてよいだろう。重罰化の動向に属する犯罪においては、いわゆる「被害者なき犯罪」は存在せず、また、被害者は女性や子どもであることが多く、落ち度のない者として描かれる傾向にある。これに対してダイヴァージョンの対応の動向に属する犯罪においては、直接的な被害者が観念できないことが多い。薬物の自己使用は典型的な「被害者なき犯罪」であるし、高齢者や窃盗症で最も問題となる万引きの被害者は、たとえば店員という具体的な人というよりも企業というより抽象的な存在である。われわれは、ふたつの動向の差異を、「理想的な被害者」(ideal victim)の有無という点に確認することができる。

「理想的な被害者」とは、被害者としての地位を最も容易に獲得することができる被害者という、被害者のステレオタイプのなイメージのことを指す⁽³⁾。ある犯罪が重罰化の対象となるかダイヴァージョンの対応の対象となるかは、まず、その犯罪における被害者が「理想的な被害者」というステレオタイプに合致するか否かに左右されていると仮定することができる。

クリステイ (Christie N.) によれば、「理想的な被害者」は、「理想的な犯罪者」(ideal offender) という犯罪者のステレオタイプのなイメージと相互依存関係にあるという⁽⁴⁾。そこで、犯罪者の社会的属性という観点でふたつの動向についてみてみると、そこには、「理想的な犯罪者」の有無もまた存在することがわかる。重罰化の動向に属する犯罪に

おいては、犯罪者は男性であることが多く、また、交通事故の場合に顕著であるが、物理的に強い力を行使している者として描かれる傾向にある。これに対してダイヴァージョン的対応の動向に属する犯罪においては、犯罪者は病氣や貧困に苛まれている者や高齢者、女性などのいわゆる社会的弱者であることが多い。このように、処罰におけるふたつの動向には、被害者と犯罪者のそれぞれについて、それぞれのステレオタイプのイメージとの合致の有無という差異があることが確認できる。

さて、「理想的な被害者」と「理想的な犯罪者」というコンセプトがそれぞれに独立したものでないのだとすれば、それらの相互依存関係を「理想的な犯罪」と表現したうえで、処罰の動向を二分しているのは「理想的な犯罪」という分水嶺であると指摘することはできないだろうか。すなわち、ある犯罪が「理想的な犯罪」であれば重罰化の対象となり、「理想的な犯罪」でなければダイヴァージョン的対応の対象とならないだろうか。本稿では、わが国が直面している処罰の二極化を実現している実践原理を、「理想的な犯罪」というコンセプトを手がかりに解明しようとする。以下では、まず、議論の前提となる「理想的な被害者」というコンセプトについて、その内容を確認し、それがわが国にも妥当し得るということを確認する(Ⅱ)。次いで、「理想的な被害者」と「理想的な犯罪者」の相互依存関係について検討を加え、その関係性を「理想的な犯罪」として表現することの意義について確認する(Ⅲ)。最後に、「理想的な犯罪」がどのように処罰の実践に関わっているのかという点について、このコンセプトを「リスク」という要素で読み直すことによって明らかにしようとする(Ⅳ)。

II 「理想的な被害者」——コンセプトと経験的検証——

世界的にみて、一九六〇年代以降の刑事政策の中心は被害者であった。一九六三年にニュージーランドで被害補償制度が誕生したのを皮切りに、翌年にはイギリス（イングランド及びウェールズを指す。以下同じ。）で、一九七〇年代にはヨーロッパ諸国で被害補償制度が誕生し、一九八五年には国連総会において「犯罪および権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」が採択された。この間、一九六六年にはアメリカにおいて全米初となる犯罪被害調査が行われた。この犯罪被害調査は一九七三年から全米規模で実施されるようになり、一九八二年にはイギリスにおいても犯罪被害調査が開始されるなど、犯罪被害の実態の本格的な調査が行われ始めた。さらに、犯罪者処遇には「効果がな⁽⁵⁾い」(nothing works)という悲観論の台頭は、犯罪者に焦点をあてていた伝統的な犯罪統制戦略から、被害者に焦点をあてた新たな戦略への移行を促した。犯罪者ではなく被害者ないし被害状況に焦点をあてた犯罪学理論として、一九七九年にはアメリカにおいて日常的活動理論 (routine activity theory) が、一九八〇年にはイギリスにおいて状況的犯罪予防 (situational crime prevention) の考え方がそれぞれ提唱され、⁽⁶⁾近隣警戒や防犯環境設計といった被害者化予防の戦略が発展した。⁽⁷⁾

「理想的な被害者」という、被害者のステレオタイプ的なイメージの存在が指摘されたのは、まさにこのような「犯罪政策から被害者政策へ」という刑事政策の転換期であった。冒頭で述べたように、「理想的な被害者」というコンセプトは、わが国が直面している二極化という現象を解き明かす鍵となり得るものであるため、ここで、伊藤教授の

論文を手がかりにこのコンセプトの内容を確認し、これがわが国にも妥当し得るということを経験的に検証する。

1 「無辜」で「脆弱」な被害者

「理想的な被害者」(ideal victim)とは、被害者としての地位を最も容易に獲得することができる被害者という、被害者のステレオタイプ的なイメージのことである。ウォークレイト(Walkate S.)が指摘するように、すべての被害者が一様に「被害者」というラベルを獲得できるわけではない。⁽⁸⁾被害者のなかには、犯罪の被害を受けたにもかかわらず、十分な支援や保護を受けることができず、さらに悪い場合には、被害者として声をあげられることを糾弾される場合がある。「理想的な被害者」というコンセプトは、「理想的な被害者」こそ、支援や保護を与えられるべき「正当な被害者」(legitimate victim)⁽⁹⁾であり、「理想的な被害者」にあたらぬ被害者には支援や保護を与える必要はない、というイメージの連結が形成されていることを問題にするものである。⁽¹⁰⁾

クリステイのオリジナルの記述を基に、伊藤は、「理想的な被害者」を「大きく邪悪な見知らぬ人間に襲われた、弱く善良な無辜の人間」として定義する。⁽¹¹⁾後述するように、「理想的な被害者」は「理想的な犯罪者」と相互依存関係にあり、それぞれの対となるコンセプトがその定義のなかに対置されている。コンセプトとしての「理想的な被害者」と「理想的な犯罪者」は、力の強弱、モラル的な善悪、責任(落ち度)の有無という点で対極の存在である。それ故、「理想的な被害者」は、結局のところ、落ち度のない弱い人間という意味で、「無辜」で「脆弱」な被害者であるということになる。

「無辜」の被害者とは、犯罪の発生を誘発したり促進するという点で落ち度のない被害者のことであり、「脆弱」な

被害者とは、弱さのゆえに攻撃を受けやすく、攻撃されれば大きなインパクトを受ける被害者のことである。被害者は、この「無辜」と「脆弱」という指標による格付けの対象となり、その格付けにおいて頂点に位置づけられるとき、「理想的な被害者」＝「正当な被害者」として支援や保護を容易に獲得できることとなる。反対に、その位置づけが低ければ低いほど、被害者は支援や保護を獲得しにくくなる。「無辜」と「脆弱」は、本来、異なる概念であるが、いずれの格付けによっても、高齢者、子ども、女性が頂点に位置づけられる。⁽¹²⁾とはいえ、「無辜」と「脆弱」による格付けは細分化されており、高齢者や女性であっても、その位置づけが低くなることはあり得る。たとえば、ホームレスやストリート・ガールの場合は、被害にあうリスクの高い生活を選択した者として、「無辜」であることに疑念が生じ、完璧な「理想的な被害者」とはみなされなくなる。被害者は、「無辜」と「脆弱」による格付けの頂点と底辺の間に、様々なイメージを付与されながら位置づけられている。⁽¹³⁾

「無辜」で「脆弱」な被害者と定義される「理想的な被害者」というコンセプトに関する最大の問題は、このステレオタイプのなイメージが、支援や保護を与えられるべき「正当な被害者」のイメージと連結しており、「理想的な被害者」にあたらぬ被害者には十分な支援や保護が与えられない、ということである。「理想的な被害者」というコンセプトが示唆するところによれば、ステレオタイプのなイメージによって、外形的には同じ犯罪行為であっても、その被害に対する法的・社会的評価が変化してしまっている。しかし、想像に難くないことだが、「無辜」で「脆弱」な被害者というステレオタイプのなイメージは、必ずしも、様々な犯罪の様々な被害者の現実を正確に反映しているものではない。仮に「理想的な被害者」というイメージが形成されているのであれば、そのステレオタイプを克服するため、現実の被害者の細かな差異に感度を合わせていく努力がなされなければならない。⁽¹⁴⁾そしてこのことは同時

に、ある制度が予定する被害者と現実の被害者の間に乖離が認められるならば、そこには「理想的な被害者」というステレオタイプ的なイメージが形成されている可能性がある、ということを示唆している。以下ではこのような観点から、わが国の被害者政策を概観し、「理想的な被害者」がわが国にも妥当し得るコンセプトであるということを簡単に検証する。

2 わが国の被害者政策

わが国における被害者政策の先駆けとして位置づけられるのは、三菱重工ビル爆破事件を契機として一九八〇年に制定された「犯罪被害者等給付金支給法」(現在の「犯罪被害者等支援法」)である。とはいえ、その後、一九九〇年の日本被害者学会の設立や宮澤浩一を代表とする研究者グループによる被害実態調査⁽¹⁵⁾の実施など、わが国においても次第に被害者という存在に関心が向けられていくようになったが、諸外国のような高い関心とはならなかった。しかし、一九九五年の地下鉄サリン事件などの極めてセンセーショナルな事件が発生したことにより、被害者という存在が社会的に大きな注目を集めることとなった。ここから、わが国の被害者政策は、一五年にわたる空白を経て、本格的に展開されていくこととなる。

一九九六年には警察庁が「被害者対策要綱」を制定し、被害者の視点に立った施策を展開するための基本方針を提示した。二〇〇〇年にはいわゆる「被害者保護二法」の制定により刑事手続における被害者の保護が図られ、同年の少年法の改正では少年審判記録を被害者が閲覧・謄写できるようにするなどした。二〇〇四年には被害者に関する問題を総合的に解決することを目指した「犯罪被害者等基本法」が制定され、翌年には同法の理念を具体化するための

「第一次犯罪被害者等基本計画」が策定された。基本計画の策定を受けて、二〇〇七年には刑訴法の一部改正により被害者参加制度が導入され、翌年の少年法改正では被害者が少年審判を傍聴することが可能になった。諸外国の動向から二〇年近くの遅れをとっていたわが国であるが、現在までに法改正を必要とする制度の整備は一段落し、被害者の権利保護の取組みは諸外国に比べ遜色のないものになったと評価されている。⁽¹⁶⁾

被害者の権利保護のための取組みが本格的に展開されていくのと同時に、わが国でも、被害防止のための取組みが犯罪統制の戦略のひとつとしてその存在感を急速に高めてきた。一九九〇年代後半からの刑法犯認知件数の増加、地下鉄サリン事件をはじめとする凶悪事件の連続的な発生を背景として二〇〇三年に閣議決定された「犯罪に強い社会の実現のための行動計画―世界一安全な国、日本」の復活を目指して⁽¹⁷⁾（以下、行動計画二〇〇三という）は、「今、治安は危険水域にある」としたうえで、治安回復のための三つの視点として、①国民が自らの安全を確保するための活動の支援、②犯罪の生じにくい社会環境の整備、③水際対策を始めとした各種犯罪対策を掲げた（一―二頁）。これと前後して、一九九九年には犯罪組織の弱体化などを目的としたいわゆる「組織犯罪対策三法」が、二〇〇三年には侵入盗被害を防止するための「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」が制定されるなどした。二〇〇〇年から二〇〇四年の間には児童虐待防止法、ストーカー規制法、DV防止法、高齢者虐待防止法が相次いで制定され、人の死傷結果を招くおそれのつよいファミリー・バイオレンスやつきまとい行為に国家が介入するインセンティブが与えられた。さらに、この頃から、被害が発生する場所に着目する「地域安全マップ」の実践が全国に普及し始め、⁽¹⁸⁾同時に、東京都豊島区に代表されるような、地域自治体が主体となった犯罪予防活動が展開されるようになった。わが国においては、英米のような犯罪者処遇悲観論が蔓延したという事態は確認できないが、⁽¹⁹⁾世紀の転換期から、犯罪政策

と同様に被害者政策が犯罪統制戦略の前線に現れてきたことは事実である。

このように、被害者ないし被害予防に対する関心が高まっていくなかで、英米と同様に、わが国においても「無辜」で「脆弱」な被害者である「理想的な被害者」こそ支援や保護を与えられるべき「正当な被害者」であるというステレオタイプのイメージの連結が形成されている可能性が指摘できる。「無辜」であることに關していえば、たとえば、性犯罪について、酔いつぶれるまで飲酒した被害者を咎めるような意見が続出することで、被害者が告訴をためらい、事件化が遅くなったケースの存在や、被害者と犯罪者が顔見知りである場合には刑事事件化されにくい傾向が指摘されている。⁽²⁰⁾「脆弱」であることに關しては、次の点が指摘できるだろう。たとえば、DV防止法が被害者の保護施設として婦人保護施設を指定している（五条）ことは、DVが主として「女性の被害」として構築されている帰結ともいえる。⁽²¹⁾しかし、警察庁のまとめによれば、二〇一七年には一二、四四〇人の男性がDV被害を訴えているという⁽²²⁾とであり、女性被害者への対応も不十分である可能性が指摘されているなかで、DV防止法がこれらの男性被害者に十分に対応できているのかという点に疑問が残る。同様に、二〇一六年の性犯罪規定の改正により強制性交等罪の被害者が女性に限定されなくなったものの、男性被害者に対する支援や保護は不十分であることが指摘されている。⁽²⁴⁾このように、わが国においても、一部の被害者に対して非難がなされたり必要な支援や保護が提供されていない可能性が指摘でき、そこには、「無辜」で「脆弱」な「理想的な被害者」こそ、支援や保護を与えられるべき「正当な被害者」であるというイメージの連結が形成されている可能性が指摘できる。

以上、「理想的な被害者」が、わが国にも妥当し得るコンセプトであるということが確認できた。とはいえ、「理想的な被害者」というコンセプトでは、犯罪統制の全体を分析するコンセプトとしては、未だ不十分である。「理想的

な被害者」はあくまでも、被害者への対応を分析するものであり、犯罪者への対応を分析するものではないからである。犯罪統制の分析を行う際には、当然のことながら、犯罪者への対応を分析するコンセプトも必要となってくる。ここで、「理想的な被害者」は「理想的な犯罪者」と相互依存関係にあるというクリステイの指摘について検討を加えていくこととする。

Ⅲ 「理想的な犯罪」——コンセプトの導出——

Iで触れたとおり、クリステイは、「理想的な被害者」が「理想的な犯罪者」と相互依存関係にあるということを描いている。クリステイによれば、被害者（犯罪者）が理想的であればあるほど、それだけ犯罪者（被害者）は理想的となる⁽²⁵⁾というが、それは一体どういうことであろうか。また、このふたつのコンセプトが相互依存関係にあるということは、われわれに何を示唆しているのだろうか。

1 「理想的な被害者」と「理想的な犯罪者」

「理想的な被害者」とは「大きく邪悪な見知らぬ人間に襲われた、弱く善良な無辜の人間」である。「無辜」で「脆弱」な被害者は、面識のない、「邪悪」で「大きい」な「理想的な犯罪者」に襲われたとき、最も「理想的な被害者」となる。「理想的な被害者」に即して考えるならば、「理想的な犯罪者」とは、犯罪者としての地位を最も容易に獲得することができる犯罪者のことを指し、「邪悪」で「大きい」な犯罪者に対する処罰が「正当な処罰」であるとのイメージ

ジの連結がなされているということになる。⁽²⁶⁾ コンセプトとしての「理想的な被害者」と「理想的な犯罪者」は、力の強弱、モラル的な善悪、責任（落ち度）の有無という要件の点で対極の存在であるが、それと同時に、支援や保護を与えられるか（権利保護）、処罰を与えられるか（害悪の賦課）、という意味で、その効果も対極に位置している。

「理想的な被害者」と「理想的な犯罪者」は、その要件と効果のいずれにおいても、対極の存在として描かれる。一見すると相互に独立していても不思議ではないこれらのコンセプトは、しかしながら、現実には、ひとつの犯罪のなかで相互に影響し合いながら存在している。二〇〇四年に発生した奈良県女兒誘拐殺人事件では、強制わいせつ罪の前科を有し、保護観察にも付された経験のある成人男性（モラル的に非難に値する大きな犯罪者）が、まったく面識のない女兒（落ち度のない小さな被害者）を誘拐し殺害した。この事件は、二〇〇六年に死刑判決が確定した後、二〇一三年に「迅速に」刑が執行されている。⁽²⁷⁾ さらに、事件直後の二〇〇五年には同県で「子どもを犯罪の被害から守る条例」が制定され、子どもの被害防止のための施策や規制が定められた。死刑という最も重い刑罰が「迅速に」執行されたことと、それと同時に、子どもを保護するための条例が速やかに制定されたことは、おそらく無関係ではないだろう。「無辜」で「脆弱」な被害者と「邪悪」で「大き」な犯罪者という対比が、被害女兒ひいては集団としての子どもへの関心を高め、加害男性への死刑執行を正当化している一面が指摘できる。「理想的な被害者」と「理想的な犯罪者」の対立構造が、「正当な被害者」と「正当な処罰」の交錯を導いている。

支援や保護を容易に獲得できる「理想的な被害者」が存在するところには、処罰されるべき「理想的な犯罪者」が存在し、その処罰が社会的に正当化される。このことは反対に、「理想的な被害者」が存在しないところには、「理想的な犯罪者」は存在せず、処罰が社会的に正当化されにくいということを示唆している。実際、薬物の自己使用を

じめとする「被害者なき犯罪」は、しばしば、非犯罪化すべきであるとか、処罰よりも治療を優先すべきであるなどと主張されるが、このことは、(理想的な)被害者がいない行為を処罰することの正当性に疑問が呈されている(少なくとも、処罰を放棄することが許容されている)ことの証左である。上記の例はいずれも極端なものかもしれないが、要するに、被害者が支援や保護にふさわしい「理想的な被害者」であるかどうかは、犯罪者が処罰にふさわしい「理想的な犯罪者」であるかどうかに左右されており、その逆も然り、ということである。⁽²⁸⁾被害者(犯罪者)が理想的であるためには犯罪者(被害者)も同程度に理想的でなければならず、この意味で、「理想的な被害者」と「理想的な犯罪者」は相互依存関係にある。

2 全体像としての犯罪

以上のように、「理想的な被害者」と「理想的な犯罪者」は相互依存関係にあるが、このことは、被害者の格付けと犯罪者の格付けが互いに影響しているということを意味している。つまり、被害者(犯罪者)に対する評価は、犯罪者(被害者)に対する評価と独立して存在していないということが示唆されている。そうであれば、「理想的な被害者(犯罪者)」というコンセプトを、それ自体独立させて理解するのは、おそらく、不適切である。

かつてヘンティッヒ(Hentig, H.)は、犯罪は、犯罪者と被害者との相互関係として理解されなければならないと指摘した。⁽²⁹⁾たいていの犯罪において、犯罪者のいるところには被害者が存在するし、被害者のいるところには犯罪者が存在する。初期の被害者学が強調していたように、犯罪という現象を正確に理解するためには、犯罪者と被害者の双方に対して関心を向け、双方に対する理解を深める必要がある。メンデルソン(Mendelsohn, B.)がいうように、「法

的關係はこの両者があつて成立するものであるから、加害者と被害者の両要因は分離できない⁽³⁰⁾のである。初期の被害者学は、犯罪者だけに着目していた犯罪原因論の不十分さを補充するという役割を有していた⁽³¹⁾。

初期の被害者学は、被害者を犯罪原因のひとつとして理解したが、それはときとして、被害者の落ち度を正面から認めるものでもあつた⁽³²⁾。被害者を非難する口実を提供しかねない彼らの主張は、現在では、克服されるべきものであるが、彼らが用いた、犯罪という現象の全体像を理解するために犯罪者と被害者の双方に光を当てるというアプローチは、「理想的な被害者」というコンセプトを用いる際にも参考になるように思われる。すなわち、被害者（犯罪者）を理解することは、犯罪者（被害者）を理解することの裏返しである。既に確認したように、それはコンセプトとしての「理想的な被害者（犯罪者）」であつても変わらないから、「理想的な被害者」と「理想的な犯罪者」は分離することができないのである。初期の被害者学の知見を踏まえれば、これらふたつのコンセプトは、「理想的な犯罪」という全体像を構成していると理解することが可能であろう。つまり、ステレオタイプのないイメージによる、相互に影響し合う被害者の格付けと犯罪者の格付けを、犯罪の格付けとして理解できるだろうということである。

このように、「理想的な被害者」と「理想的な犯罪者」を、「理想的な犯罪」というコンセプトの構成要素であると理解することにより、それらの相互依存関係をより端的に記述することが可能になる。そして、このステレオタイプのないイメージによる犯罪の格付けこそが、二極化という現象を現在のわが国の処罰の動向に生じさせているのではないかと思われるのである。しかし、これだけでは、犯罪に関するステレオタイプのないイメージが、何故、そして、どのように、処罰の実践を動かしているのか、という本稿の疑問を解消することはできない。そこで最後に、この点について検討するため、「理想的な犯罪」というステレオタイプの正体を明らかにすることとする。

IV 犯罪のステレオタイプ——実践原理としての不安感——

「理想的な犯罪」とは、「理想的な被害者」と「理想的な犯罪者」の相互依存関係を表現したものである。しかし、本稿は未だ、「理想的な被害者」と「理想的な犯罪者」の相互依存関係が生じるのは何故なのかを明らかにしていない。さらにいえば、「理想的な被害者」において、本来異なる概念である「無辜」と「脆弱」による格付けが、高齢者、子ども、女性を最高度に位置づけるという点で一致するのは何故なのかということも明らかにしていない。この点につき、伊藤は、「無辜」と「脆弱」を接合する、「リスク」という要素の存在を指摘する。以下では、「理想的な被害者」を「リスク」という要素によって読み直すことにより、「犯罪に対する不安感」(fear of crime)というコンセプトが「理想的な被害者」と「理想的な犯罪者」を相互に依存させており、この不安感こそが、犯罪統制の実践原理として処罰の動向を二極化させている可能性について言及する。

1 リスクを回避する被害者

「無辜」と「脆弱」は本来異なる概念である。しかし、「理想的な被害者」というステレオタイプのイメージにおいては、「無辜」の被害者と「脆弱」な被害者のイメージが、高齢者、子ども、女性という集団において一致している。「理想的な被害者」において、これらのふたつの異なる概念を同一のイメージと結びつけるものとして、伊藤は、「リスク」という隠された第三の要素の存在を指摘する。伊藤によれば、「無辜」と「脆弱」という指標により最高度に

格付けられる高齢者、子ども、女性は、「被害の『リスク』という点で、……『不安感が高く、リスクの低いライフスタイルを選ぶ』傾向の高い集団として意味づけられる存在でもある」のだという。⁽³³⁾ここで、伊藤の指摘するところを理解するために、少々遠回りになるが、「理想的な被害者」に関連するいくつかのパラドクスについて確認することとする。

高齢者、子ども、女性は一般に、「無辜」で「脆弱」な「理想的な被害者」として理解される。しかし現実には、高齢者、子ども、女性が被害者全体に占める割合は、それほど大きくない。『平成二九年版犯罪白書』によれば、二〇一六年において人が被害者となった刑法犯の認知件数のうち、被害者が高齢者（六五歳以上）、子ども（二〇歳未満）、女性であった件数の割合はそれぞれ、一三・九％、一八・八％、三三・八％となっている。無論、高齢者と子どもの年齢には様々な設定の仕方があるだろうが、どのように設定しても、彼らが被害者全体の過半数を占めるとはいえないだろう。つまり、支援や保護を容易に獲得できる「理想的な被害者」のイメージに合致する集団は、現実には、被害者のなかでも限られた数しか存在していないのである。⁽³⁴⁾このように、「理想的な被害者」という観点で統計を読み解くと、統計的には被害にあうリスクが低い集団（たとえば、女性高齢者）に高い関心が向けられる一方で、被害にあうリスクが高い集団（たとえば、若年男性）にはそれほど関心が向けられていないというパラドクスが存在していることが確認できる。では、何故、高齢者、子ども、女性に対する関心は高いのであろうか。

被害者に関する研究において、高齢者、子ども、女性に注目が集まったのは、先に言及した英米における被害実態調査によるところが大きい。英米の被害実態調査においては、被害の実態という客観面と、市民の「犯罪に対する不安感」(fear of crime) という主観面との間にいくつかのパラドクスが存在していることが明らかになった。⁽³⁵⁾被害実態

調査で明らかとなったパラドクスのうち、本稿との関連で重要なのは、年齢別、性別の集団ごとの被害状況と、各集団が抱えている不安感に関するパラドクスである。すなわち、被害にあうリスクの低い集団（たとえば、女性高齢者）ほど不安感が高いというパラドクスである。そして、このパラドクスを分析するために用いられたのが、「脆弱性」(vulnerability) という、「理想的な被害者」を構成する概念であったという。⁽³⁶⁾

「脆弱性」は、身体的・精神的な攻撃を受けた際に自分を守ることができないという意味での「弱さ」と、一度そのような攻撃を受けると、そのダメージの中・長期間継続して苦しめられるという意味での「脆さ」から構成される。⁽³⁷⁾ このような「弱さ」と「脆さ」を兼ね備える集団として想定されるのが、高齢者、子ども、女性である。「脆弱」な集団の不安感の高さは、犯罪という危害に対し、その「脆弱性」ゆえに有効な防衛手段や回避手段をとることができない、あるいは、一度被害を受けてしまったら取り返しをつかえないことになってしまわないか、という危機感のあらわれとして仮定される。⁽³⁸⁾ 高齢者、子供、女性に高い関心が向けられるのは、この集団が「脆弱性」を体現する象徴的な存在であるとの認識が共有されているからであると考えられる。

では、その「脆弱性」の高さゆえに不安感の高い集団が被害にあうリスクが低いのは何故か。この問いを解く鍵となるのが、ライフスタイルと被害リスクとの関係である。かつて、ヒンデラング (Hindelang, M.)、ゴッドフレッドソン (Gottfredson, M. R.)、ガロファロ (Garofalo, J.) は、どのようなライフスタイルを送っているかによって、その人が被害にあうリスクにどの程度晒されることになるかが決まると主張した。⁽³⁹⁾ ライフスタイルは、年齢、性別、人種、職業などの社会的属性によってある程度決定されてしまっているところもあるが、自身の意思によって選択することも可能である。高齢者、子ども、女性は、「脆弱性」に起因する不安感の高さにより、被害にあうリスクを回避するよ

うなライフスタイルを選択しており、それゆえ、被害リスクと不安感との間にパラドクスが生じているのだと説明される。⁽⁴⁰⁾

「脆弱性」の高い集団は、その「弱さ」と「脆さ」のために犯罪に対する不安感が高く、それゆえ、被害にあうリスクを回避するようなライフスタイルを選択する傾向にある。そして、「脆弱性」が高いために、被害にあうことをおそれてリスクを回避しようと努力していた者が不幸にも被害にあったとき、その被害者は落ち度のない「無辜」の被害者となる。反対に、「脆弱性」が高くとも、リスクを回避するための努力を怠った者は、被害の発生に対して落ち度を問われることになる。街灯の少ない夜道をひとり歩いてきた女性は、暴漢に襲われたとしても、「脆弱」であるにもかかわらず、そのような道をそのような時間にひとり歩くというリスクを選択したとして落ち度を問われる。酔いつぶれるまで飲酒した女性は、望まぬ性交を強いられても、酩酊状態になるというリスクを選択したとして落ち度を問われる。こうして、「無辜」と「脆弱」という異なる概念は、「リスク」という第三の要素により接合され、「脆弱性」の高さのために不安感が高く、それゆえリスクを回避するライフスタイルを選択する（子どもの場合には、選ばざるを得ない）「無辜」な被害者を、「理想的」で「正当」な被害者へとステレオタイプ化する。

2 主体的な被害者と主体的な犯罪者

以上を踏まえ、「理想的な被害者」の定義を、「リスク」という概念によって書き換えるならば、次のようになるだろう。すなわち、「理想的な被害者」とは、犯罪に対する不安感のためにリスク回避行動を選択したにもかかわらず犯罪者に襲われた被害者である、と。このように、「理想的な被害者」というステレオタイプにおける「被害者」は、

「自ら状況に働きかける力をもつ能動的存在」として捉えられ、「合理的判断により自己の安全を追求する行為者」(それゆえに、「リスク管理の自己責任を負う存在」としてシンボル化されている。⁽⁴¹⁾)

被害者が「理想的な被害者」と認められるためには、高い不安感からリスク回避行動を選択していたにもかかわらず犯罪者に襲われた、という状況が必要となる。このことは、類型的に不安感がそれほど高くない者やリスク回避行動を選択しない者が犯罪者に襲われたとしても、「理想的な被害者」にはならないということの意味している。「理想的な被害者」が生まれるためには、犯罪者が自身の被害リスクに主体的に対処しようとしている者を襲う必要がある。しかし、自身の被害リスクに主体的に対処しようとしている者を襲うのはそう容易いことではない。被害回避に主体的な者は、被害リスクの高い状況へわざわざ「出向く」ことはなく、被害リスクの低い状況に「たてこもる」はずであるし、様々な方法でそのセキュリティを高めるはずである。「理想的な被害者」が生まれるのは、まさに、こうした「安全地帯」(safe haven)が突破される場合である。⁽⁴²⁾ こうして「理想的な被害者」が生まれるとき、犯罪者は、被害者が死守しようとした「安全地帯」を突破しようという意思をもつ、主体的で能動的存在としてイメージされる。⁽⁴³⁾

被害回避に主体的な被害者を襲う犯罪者は、被害者が死守しようとした「安全地帯」を突破しようという主体的な意思を有し、かつ、実際に突破できるだけの力を行使した者である。そのような主体的な意思をもつという点で、犯罪者はモラル的に非難されるべき「邪悪」な存在であり、そのような力を行使するという点で「大き」な存在である。そして、被害者の「安全地帯」の突破という主体的な意思を有するということは、そこへ足を踏み入れる正当な理由がないということの意味するはずであるから、犯罪者と被害者の間に面識があつてはならない。こうして、「理想的な被害者」を生み出した犯罪者は、被害者と面識のない「邪悪」で「大き」な犯罪者であるという、「理想的な犯罪者」

のステレオタイプ的なイメージが形成される。

クリスティがいうように、「理想的な被害者」と「理想的な犯罪者」は相互依存関係にある。だが、それは決して偶然の産物ではない。むしろそれは、「理想的な被害者」が「リスク」という要素によって構成されていることによりもたらされる、必然的な現象である。「理想的な被害者」は被害回避に主体的であったにもかかわらず犯罪者に襲われた被害者でなければならぬ。そのような被害者を襲うことができるのは、被害者の被害回避の意思を上回るほどのつよい意思と力行使した犯罪者であるはずであるから、そのような犯罪者こそが「理想的な犯罪者」として処罰に相当するのである。反対に、犯罪者が個人として「邪悪」で「大き」な存在だったとしても、被害者が「理想的な被害者」でなければ、すなわち被害回避に主体的でなければ、その分だけ犯罪者が行使すべき力は小さくてよくなるから、犯罪者は「理想的な犯罪者」から遠ざかるのである。

3 不安感と犯罪統制——「理想的な犯罪」の役割——

「理想的な被害者」は、犯罪に対する不安感が高いためにリスク回避行動を選択したにもかかわらず、それを上回るほどのつよい意思と力行使した「理想的な犯罪者」に襲われた被害者である。「理想的な被害者」を「リスク」という要素によって読み解くことによって浮かび上がるのは、犯罪に対する不安感に主体的に対処する被害者と、その不安感を主体的に現実化する犯罪者、という不安感を軸とする対立構造である。「理想的な被害者」と「理想的な犯罪者」の相互依存関係Ⅱ「理想的な犯罪」の本質は、まさにこの（犯罪に対する）不安感に見出すことができる。

「犯罪に対する不安感」(Fear of crime)とは、犯罪被害にあう危険があると信じることにより生じる警戒心や危惧感

などの、個人の主観的な状態のことを指す⁽⁴⁴⁾。既に確認したように、犯罪被害に対する主観的な不安感⁽⁴⁴⁾は、必ずしも被害の客観的な現実を反映したものではない。不安感⁽⁴⁴⁾は、実際に被害にあうリスクの高低にかかわらず、犯罪という危害に対し、有効な防衛手段や回避手段をとることができず、また、一度被害を受けてしまったら取り返しがつかないであろう「脆弱」な人々の間で高いものとなる。この意味で、犯罪に対する不安感とは、より正確には、犯罪という脅威によってもたらされる、身体・精神および生命に対する不可逆的な影響を恐れている状態であるということができ⁽⁴⁵⁾る。

英米における被害実態調査により顕在化し、分析が加えられてきた、この不安感というコンセプトは、一九七〇年代以降の英米の犯罪統制戦略を牽引する存在であった。先に述べたように、犯罪者処遇悲観論の台頭は、犯罪者に焦点をあてた戦略から、被害者に焦点をあてた戦略への移行を促した。それは、犯罪者を減らすことができなくとも、犯罪に対する不安感を減らすことはできないかという、犯罪問題に対する新たな視点の獲得であった⁽⁴⁶⁾。犯罪者の社会復帰が期待できなくとも、犯罪者をできるだけ長く閉じ込めるか、そもそも犯罪を（物理的に）させないよう⁽⁴⁷⁾にすることで、市民の不安感に対処することは可能である。悲観論の台頭が導いたリアリズムに根ざした犯罪統制は、犯罪者の社会復帰から、市民の不安感に焦点を移行するという点で、福祉国家的戦略からのパラダイム・シフトを象徴している⁽⁴⁸⁾。

しかしながら、犯罪者のすべてを無害化することも、社会のありとあらゆる場所における犯罪のすべてを国家が防ぐことも、戦略として現実的ではない。市民の不安感へ対処するといっても、国家ができることは限定的である。このような問題に直面した英米においてとられたのは、犯罪に対する二元的な（*binary*）⁽⁴⁹⁾対応であった。悲観論の台

頭を背景に一九七〇年代の中頃から英米の犯罪統制戦略において影響力をつよめてきた日常的活動理論や状況的犯罪予防は、犯罪を異常な現象としてではなく、現代社会において常態化された現象であるという前提から成り立っている。すなわち、犯罪は特別な動機も性質も必要とせず、病理的でも異常でもない。犯罪とは、日常生活における通常の相互作用の延長線上にあり、その動機は通常の社会生活を送るうえで一般的な動機の観点から説明可能であるとするのである。⁽⁵⁰⁾この前提のもとでは、犯罪は特定の階級や社会構造に特有のものではなく、機会さえあれば誰もが犯罪者となり得、また誰もが被害者となり得る。この意味で、われわれは皆、潜在的な犯罪者であると同時に潜在的な被害者である。そしてこのことは、たとえ国家のできることが限定的であったとしても、潜在的な被害者であるわれわれ一人ひとりが被害防止に対する意識を高めることで、現実の被害者となることを防ぐことができるということを示唆している。不安感への着目はこうして、まず、われわれ市民を被害予防の「責任を負荷された」(responsibilized)行為主体として位置づけ、被害を回避するために積極的に活動するよう市民を促す「責任化の戦略」(responsibilization strategy)を展開する。⁽⁵¹⁾

無論、被害予防の責任のすべてが市民に委譲されるわけではない。事実、英米では、「責任化の戦略」によって、国家が被害予防に対する責任を負わなくなったわけではない。むしろ国家には、市民が被害を防止するための支援、資金提供、情報の交換そして市民との協働という、新たな役割が課されたこともまた事実である。「責任化の戦略」は、国家を消滅させるわけでも、単なる「夜警国家」(nightwatchman)とするわけでもない。⁽⁵²⁾国家は、自らの手の届く範囲で積極的にその役割を果たそうとする。そして、その姿勢が、処罰の実践にも影響を与える。

不安感へ対処する戦略は、犯罪が日常生活にありふれた現象であること強調する。とはいえ、この戦略によっても、

すべての犯罪が正常なものとされるわけではない。市民（および国家）が積極的に被害を回避しようとしても、避けられない犯罪は存在する。それは、われわれが日常生活のなかで抱く動機とは異なる動機によって行動する犯罪者が引き起こす犯罪であり、市民が被害回避のために合理的に活動していたとしても防ぐことができないものである。そのような犯罪には、被害防止戦略は有効には機能しないが、その代わり、事後的に苛烈な (harsh) 処罰を行うことで、国家はその犯罪にも対処しているということを市民に示すことは可能である。⁽⁵³⁾ こうして、われわれに脅威をもたらす (threatening) 暴力的で (violent) 同情の余地のない (no sympathy) われわれとは異なる生き物 (different species) である犯罪者に対しては、処罰志向的な (punitive) 戦略が展開される。⁽⁵⁴⁾

不安感への着目により展開される「責任化の戦略」では、市民には被害回避のための主体的な態度が求められる。しかし、どれほど被害回避に主体的であろうと、防ぐことのできない犯罪は存在する。その犯罪が被害者の身体・精神および生命に脅威を与えたとき、犯罪者は、われわれには予測のできない行動をとる生き物とされ、苛烈な処罰が正当化される。このような処罰志向的な戦略に見られるのは、「合理的判断により自己の安全を追求する行為者」として落ち度のない被害者と、その被害者を襲った、われわれの「安全地帯」を脅す犯罪者という、「理想的な被害者」と「理想的な犯罪者」の対立構造である。⁽⁵⁵⁾ このように、不安感を原理とする実践は、少なくとも、「理想的な被害者」と「理想的な犯罪者」により構成される「理想的な犯罪」に対して処罰志向的な戦略を展開する可能性を秘めているといえるだろう。「理想的な犯罪」には、市民の不安感に対処しようとする戦略において、処罰されるべき犯罪という象徴的な役割が与えられている。

甚大な被害を多数の被害者に与えた地下鉄サリン事件の発生や、トラウマないしPTSDという「心の傷」への関

心の高まりは、犯罪被害の影響が瞬時的なものでなく、中・長期にわたる継続的なものであるとの認識を、わが国においても高めている⁽⁵⁶⁾。そして、この認識の高まりは、たった一度でも犯罪に巻き込まれば取り返しのないことになる、という「脆弱性」に関する危機感をわれわれに与えている。身体・精神および生命に対する不可逆的な脅威に対する不安感に対処しなければならないとの認識がわが国においても高まっている可能性は十分に考えられる。そして、不安感に対処しようとするなかで、「理想的な犯罪」というステレオタイプのイメージが形成され、これを不安感の克服のために特に処罰されるべき犯罪として扱っているのだとすれば、少なくとも、わが国の重罰化の動向は一応の説明がつくように思われる。とはいえ、「理想的な犯罪」および不安感とダイヴァージョンの対応との関係が明らかにされていない現段階では、不安感がわが国の犯罪統制の実践原理であると断言することはできない。

仮に本稿の説明が妥当なものであるとして、不安感が犯罪統制の実践原理とされることにはどのような意義が認められるだろうか⁽⁵⁷⁾。あるいは、どのような問題が指摘され得るだろうか。市民の不安感という主観的要素は、被害者および犯罪者それぞれの権利・利益にどのような影響を与え得るだろうか。犯罪統制の実践を主導する原理の功罪もまた、被害者、犯罪者そして社会の間の相互作用を念頭においた、マクロな視点によって分析されなければならないように思われる。

(1) 拙稿「二極化する処罰の動向——実践原理の解明にむけて——」大学院研究年報四八号（掲載予定）。無論、「二極化」という類型化は、現実を単純化しすぎているかもしれないが、複雑な現実を分析するための足がかりとして、このような類型化にもまったく意義がないわけではない。

(2) 野坂陽「ほか」多数回受刑者の特性に関する研究——初入刑時における更生群との比較考察から——」法務総合研究所研究部

紀要三二(一九八九年)一一一—一三五頁。

- (3) Christie, N. "The Ideal Victim," in Fattah, E. A. (ed.) *From Crime Policy to Victim Policy: Reorienting the Justice System*. Basingstoke: Macmillan, 1986, pp. 17–30.; 伊藤康一郎「理想的な被害者——ステレオタイプの構築と克服——」法學新報一一八卷九・一〇号(二〇一二年)八七—一〇七頁。
- (4) Christie, *Ibid.*, p. 25.
- (5) Walklate, S. *Victimology: The Victim and the Criminal Justice Process*. HYMAN: London, 1989.
- (6) Cohen, L. E. and Felson, M. "Social Change and Crime Rate Trends: A Routine Activity Approach," *American Sociological Review*, Vol. 44 (August), 1979, pp. 588–608.; Clarke, R. V. G. "Situational Crime Prevention: Theory and Practice," *British Journal of Criminology*, Vol. 20, No. 2 (April), 1980, pp. 136–147.
- (7) 伊藤康一郎「被害者化予防の理論と課題」被害者学研究一五号(二〇〇五年)八七—九五頁。
- (8) Walklate, S. *Criminology: The Basics*. 3rd ed. Routledge: London, 2017, p. 105.
- (9) *Ibid.*, p. 105.
- (10) 伊藤・前掲注(3)一〇三—一〇四頁。
- (11) 伊藤・前掲注(3)八九頁。
- (12) 「理想的な被害者」の典型として、「クリステイとウォークレイトはそれぞれ、「老婦人」と「赤ずきん」(若い女性)をあげる。Christie, *supra* note 3, pp. 18–19.; Walklate, *supra* note 8, p. 105.
- (13) 伊藤・前掲注(3)一〇三頁。
- (14) 伊藤・前掲注(3)一〇四頁。
- (15) 宮澤浩一ほか編『犯罪被害者の研究』(成文堂、一九九六年)。
- (16) 大谷實『刑事政策講義(新版)』(弘文堂、二〇〇九年)三三一頁。川出敏裕||金光旭『刑事政策(第二版)』(成文堂、二〇一八年)三〇九—三一一頁も参照。
- (17) 行動計画二〇〇三は以下のURLで入手可能である。 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/031218keikaku.pdf>
(最終閲覧日二〇一八年九月一八日)。

- (18) 詳しくは以下の文献を参照。小宮信夫「犯罪学における犯罪原因論と犯罪機会論」法学新報一二三卷九・一〇号(二〇一七年)七八一―八〇二頁。
- (19) この時期に制定された刑事收容施設法(二〇〇六年)と更生保護法(二〇〇八年)は、いずれも、犯罪者が法的な市民として社会生活を営むことができるように、必要な指導、教育、支援を行うことを処遇の基本方針として定めている(それぞれ、三〇条、一条)。
- (20) 諸澤英道『被害者学』(成文堂、二〇一六年)一九五頁、宮園久栄「法定刑の引き上げと強姦罪―ジェンダーの視点から―」法学新報一一三卷一一・一二号(二〇〇七年)五九一―六一七頁。
- (21) 無論、DV法には、「女性に対する暴力」を問題化し、「女性の人権」を保障することを目的とした法律として大きな意義がある。戒能民江『ドメスティック・バイオレンス』(不磨書房、二〇一二年)。
- (22) https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/stalker/H29STDV_taioujoukyou_shousai.pdf (最終閲覧日二〇一八年九月一日)。その七頁。
- (23) 宮園久栄「DV防止法制定から一四年 DV防止法はどこへ向かうのか―被害者の保護を目指して―」被害者学研究二五号(二〇一五年)六〇―六九頁。
- (24) 二〇一八年六月二三日に東洋学園大学で開かれた第二九回被害者学会では、多田庶弘会員による「性的被害を受けた男性の問題と支援」と題する個別報告において、この問題が指摘された。
- (25) Christie, *supra* note 3, p. 25.
- (26) 司法と福祉の連携の取組みは、まさに、「理想的な犯罪者」でない高齢犯罪者や触法障害者に対する処罰の正当性に疑義が生じている例であるといえよう。伊藤康一郎「高齢犯罪者・被害者と犯罪予防」刑法雑誌五三卷三号(二〇一四年)九一―一〇一頁参照。
- (27) 無論、死刑執行の時期は、再審請求の有無や死刑確定囚が関与した他の犯罪の裁判の動向、法務大臣の意向などによって大きく左右されるから、単純な比較はできないが、死刑執行が抑制的に行われ、死刑が執行されないまま死亡する確定囚もいる現状を踏まえれば、およそ七年での死刑の執行を「迅速な」執行とするのは、それほど不合理な形容ではないだろう。
- (28) 宮園は、旧強姦罪に関する文脈において、刑事司法過程において「ふるいにかかれ」、「選別された」、「正しい」被害者

- と認定されるケースのみが、裁判によって「厳しく」罰せられる可能性を指摘している。宮園・前掲注(20) 六一〇頁。
- (29) Henig, H. *The Criminal and His Victim*. New Haven, CT: Yale University Press, 1948.
- (30) 中田修「メンデルソーンの被害者学」宮澤浩一編『犯罪と被害者——日本の被害者学——』(成文堂、一九七〇年)三五頁。これは、メンデルソーンの論文を中田が抄訳紹介したものである。
- (31) 瀬川晃『犯罪学』(成文堂、二〇〇四年)二九三頁、藤本哲也・朴元奎「アメリカ合衆国における被害者学の生成と発展」被害者学研究三号(一九九四年)四一—五六頁。
- (32) 諸澤・前掲注(20)二四頁。
- (33) 伊藤・前掲注(3)一〇〇頁。
- (34) 「理想的な被害者」の典拠例とされる「老婦人」(女性高齢者)と「赤ずきん」(便宜上、二〇歳未満の女子とする。)の割合となると、それぞれ、五・六%、六・四%であり、その割合は極めて小さい。
- (35) 伊藤康一郎「被害の現実と市民の認識」被害者学研究六号(一九九六年)一五一—一六一頁。
- (36) 伊藤・前掲注(35)一五四頁。
- (37) 伊藤・前掲注(3)九七—九八頁。
- (38) 伊藤・前掲注(35)一五四—一五五頁。
- (39) Hindelang, M. J., Gottfredson, M. R. and Garofalo, J. *Victims of Personal Crime: An Empirical Foundation for a Theory of Personal Victimization*. Cambridge, MA: Ballinger, 1978.
- (40) Rosenbaum, D. P. "Community Crime Prevention: A Review and Synthesis of the Literature," *Justice Quarterly*, Vol. 5, 1988, pp. 323—395.
- (41) 伊藤康一郎「リスク社会と被害者——転換する『被害者』像——」被害者学研究三二号(二〇一二年)三七—四七頁。
- (42) 「安全地帯」(safe heaven)とは、犯罪が起る(ることのない心休まる憩いの空間のことを意味しており、DVや児童虐待などの家庭内における犯罪が問題とされる際に、家庭がそのような空間であるという誤謬が蔓延していることを批判する際に用いられるものである。See, Walklate, *supra* note 8, p. 65.
- (43) クリステイは、「理想的な犯罪者」について「遠くからやってきた危険な人物」(a dangerous man coming from far

- away) というイメージが存在することを指摘しているが、この「遠くからやってきた」という表現は、「理想的な犯罪者」が主体的な態度を有していることを示唆している。Christie, *supra* note 3, p. 26.
- (44) McLaughlin, E. "Fear of Crime," in McLaughlin, E. and Muncie, J. (eds.) *The SAGE Dictionary of Criminology*, 3rd ed. SAGE: London, 2013, p. 175.
- (45) ガロフマロは「犯罪に対する不安感を、身体への危害に対する脅威によりもたらされる危機感や危惧感として定義する。Garofalo, J. "The Fear of Crime: Causes and Consequences," *Journal of Criminal Law and Criminology*, Vol. 72, No. 2 (Summer), 1981, p. 840.
- (46) Lee, M. *Inventing Fear of Crime: Criminology and the Politics of Anxiety*, Wilian Publishing, Devon, 2007, pp. 56-78 (Chapter 3).
- (47) 社会復帰思想の衰退とともに英米に出現した犯罪統制について、以下の文献を参照。伊藤康一郎「リスク社会——保険数理化する犯罪統制——」宮澤浩一先生古稀祝賀論文編集委員会編『宮澤浩一先生古稀祝賀論文集 第一巻』（成文堂、二〇〇〇年）一三五—一五〇頁。
- (48) これは同時に「犯罪という問題を国家が独占しようとする戦略が限界を迎えた」とも意味していた。Garland, D. *The Culture of Control: Crime and Social Order in Contemporary Society*, The University of Chicago Press, Chicago, 2001, pp. 167-192 (Chapter 7).
- (49) Garland, D. "The Limits of the Sovereign State: Strategies of Crime Control in Contemporary Society," *British Journal of Criminology*, Vol. 36, No. 4 (Autumn), 1996, pp. 445-471.
- (50) See, *Ibid.*, pp. 450-451.
- (51) *Ibid.*, p. 452.
- (52) *Ibid.*, p. 454.
- (53) *Ibid.*, pp. 459-461.
- (54) *Ibid.*, p. 461.
- (55) ガーランド (Garland, D.) によれば「処罰志向的な戦略の対象となる犯罪には、典型的に、捕食者のような (predatory)

犯罪者と無辜の (innocent) 被害者 (そして被害防止に失敗した刑事司法システム) という構図がみられ、メディアの関心や公衆の怒りがより大きくなるという。Garland, *supra* note 48, pp. 172-173.

(56) 被害者が経験するトラウマとその「中核」ともいえる PTSD 症状について、以下の文献を参照。この文献は、「理想的な被害者」の問題を考えるうえでも示唆的である。宮地尚子・菊池美名子「被害者とトラウマ」指宿信編『犯罪被害者と刑事司法』(岩波書店、二〇一七年) 八八―一〇八頁。

(57) 客観的な現実と必ずしも一致するわけではない市民の主観的な不安感を実践原理とすることには、特にアカデミアの間で、抵抗感がつよいかもされない。しかし、市民感覚に根ざした規律が、必ずしも「不合理」なわけではない。市民の不安感という「感情」に対して、アカデミアの「理性」が絶対的に優位にあるものと理解することはできない。伊藤康一郎「理性と感情―リスク社会化と厳罰化の交差―」犯罪社会学研究三二号(二〇〇六年) 七四―八五頁。

(本学大学院法学研究科博士課程後期課程在籍)